



国保年金課からのお知らせ

## ●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直しすることとなっています。このたび、平成30・31年度の保険料率と平成30年度の軽減措置が決定しましたのでお知らせします。なお、平成30年度の保険料額は7月にお知らせします。

### ■平成30・31年度の保険料率

◎被保険者均等割額 52,444円 ◎所得割率 10.28%

※保険料の上限額は62万円です。



### ■平成30年度軽減措置

①世帯の所得水準によって「均等割額(52,444円)」が、次のとおり軽減されます。

- ◇ 33万円 + (50万円×被保険者数) を超えない世帯 → 2割軽減
- ◇ 33万円 + (27.5万円×被保険者数) を超えない世帯 → 5割軽減
- ◇ 33万円を超えない世帯 → 8.5割軽減
- ◇ 33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯 → 9割軽減

②会社などで加入していた保険の扶養家族だった人は、均等割額が5割軽減されます。

## ●保険料が年金から差し引かれます(特別徴収)

次に該当する人は、国民健康保険・後期高齢者医療の保険料が4月以降、特別徴収の対象になります。対象とならない人には、国民健康保険は6月中旬に、後期高齢者医療は7月中旬に通知書を送付します。なお、以前に納付方法変更の届出をされた人は、引き続き口座から引き落とされます。

### ■国民健康保険

◎平成30年2月の年金から保険料を差し引かれた世帯主で、次の条件に当てはまる人

- 国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
- 介護保険料と国民健康保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の2分の1を超えない

※年度内に世帯主が75歳になる場合は、特別徴収の対象となりません。

### ■後期高齢者医療

◎平成30年2月の年金から保険料を差し引かれた人

- ◎昨年10月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった人で、次の条件に当てはまる人
- 保険料が差し引かれる年金の受給額の年額が18万円以上
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、差し引かれる年金の受給額の2分の1を超えない

※平成29年10月2日から12月1日の間に加入された人は、6月から特別徴収を開始します。

4・6・8月は、仮徴収額(平成30年2月の年金で特別徴収された額と同額、または平成28年中の所得で算定した額)が年金から差し引かれます。

●問い合わせ先

国保年金課 国保係 (082-11177)

年金高齢医療係 (082-12009)